



「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられた加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

内容

主に令和6年9月から令和7年8月までに受診した医療機関名・医療費の総額等（お知らせには被保険者および扶養家族の情報が記載されています。）
※医療機関からの請求の都合上、記載がない場合や上記期間以外の受診が記載される場合がございます。

送付時期

令和8年1月中旬より随時「医療費のお知らせ」を事業所様宛にお送りいたします。
届きましたら事業主様は開封せずに加入者ご本人へお渡しいただきますようお願いいたします。
※退職等でお渡しできない場合は、返信用封筒にてご返送ください。

その他

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに利用することができます。
医療費控除に利用する場合、令和7年1月診療分から8月診療分については「医療費のお知らせ」を申告書に添付してください。令和7年9月診療分から12月診療分については医療機関等からの領収書に基づき医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付してください。
領収書等の保管についてはご留意ください。
※確定申告（医療費控除）の内容につきまして詳しくは、国税庁のホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

「医療費のお知らせ」の送付は今回を最後に終了します。

ご自身の医療費情報の確認については、マイナポータルを是非ご利用ください。

協会けんぽでは、「医療費のお知らせ」を毎年送付しておりますが、マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、今回の送付を最後に終了いたします。

今後は希望される方からの依頼（「医療費のお知らせ依頼書」）により送付いたします。

申請書の作成は、
**届書・申請書作成
支援サービス**
をご活用ください！

パソコンで申請書を作成する際に「届書・申請書作成支援サービス」をご利用いただくと、必要事項を入力した届書・申請書を作成することができます。

届書・申請書作成支援サービスを利用する3つのメリット！

- ①記入項目の説明を参照しながら入力できます！
- ②記入漏れ等を自動でチェックします！
- ③再提出の手間が少なくて便利！



ご利用の流れ

※PDFファイルを開く際は、各種Adobe Readerを指定してください。

詳しくは
コチラ！

①
協会けんぽの
ホームページ
にアクセス

②
申請書PDFを
ダウンロード

③
PDF^(※)に必要事項
を入力し、印刷

④
入力漏れが
ないか確認
(手書き追加)

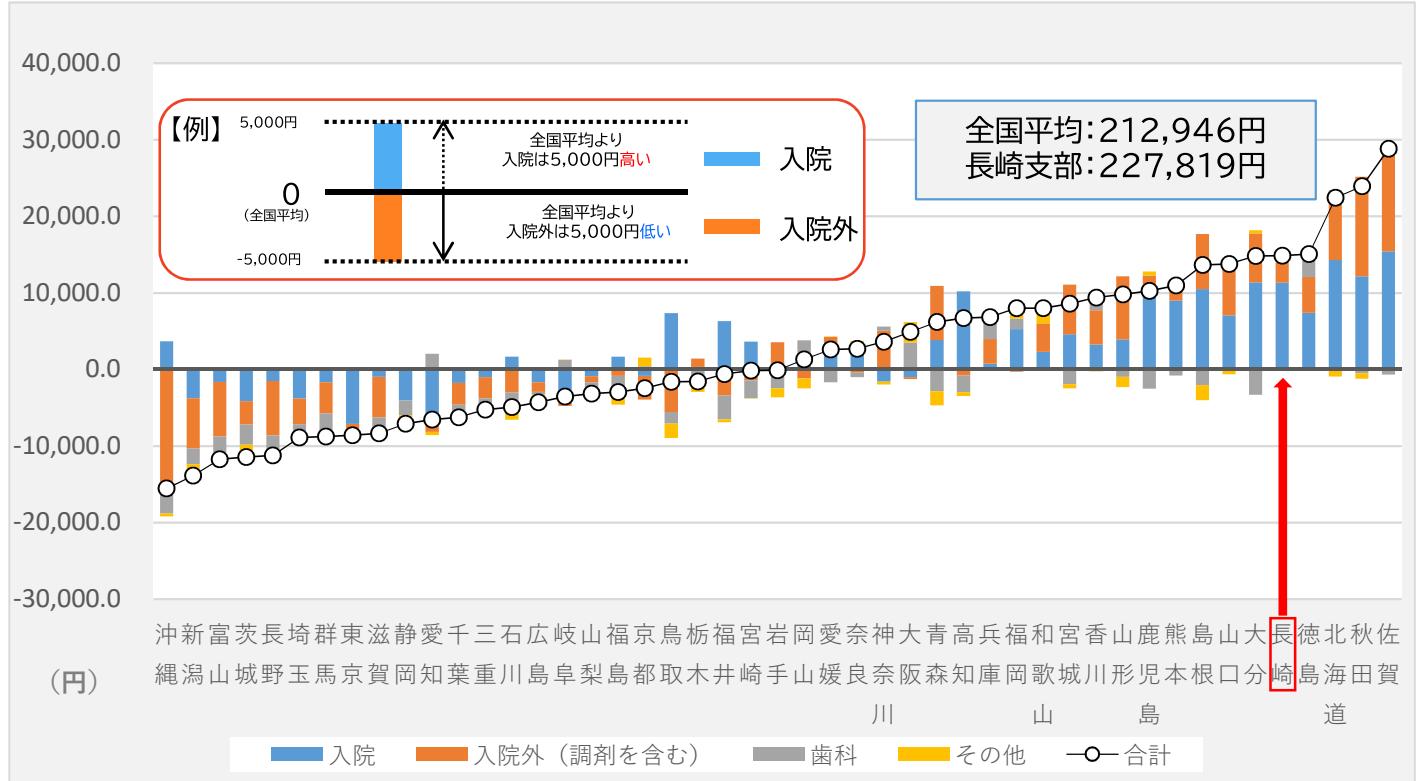
⑤
協会けんぽ
へ郵送



長崎県の医療費状況

令和6年度 都道府県支部別1人当たり医療費の全国平均との差

下記のグラフは、令和6年度の加入者1人当たりにかかった医療費が、診療種別ごとに全国平均と比較して「いくら高いのか」または「いくら低いのか」を示しています。



注1.医療費は社会保険診療報酬支払基金審査分(入院、通院、歯科、調剤、入院時食事療養費・生活療養費、訪問看護療養費)、療養費(柔道整復療養費等)、移送費に係るものであり、図中の「その他」は入院、入院外、歯科、調剤以外の医療費

注3.協会けんぽ月報(令和6年4月～令和7年3月)による集計

- 長崎支部は全国で5番目に1人当たり医療費が高い状況です。限りある財源を活用し、医療を受けられる安心を未来につなぐためにも、病気の予防や健康づくり、医療機関への適正な受診といった一人ひとりの心掛け・行動が今後一層大切になっていきます。

年末年始の営業時間のご案内

年末年始の営業につきましては、以下のとおりです。

年 末 : 令和7年12月26日（金曜日）午後5時15分まで
年 始 : 令和8年 1月 5日（月曜日）午前8時30分から



年末年始はお手続きが多くなる時期ですので、窓口が大変混雑いたします。そのため、ご申請・お届出等は郵送にてお早めのお手続きをお願いいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。



長崎支部キャラクター 尾まがり猫家族